

工事書類作成の手引き【建築営繕工事用】（令和4(2022)年6月）改訂点

新	旧（令和3(2021)年3月）
3-1特定粉じん排出等作業実施届出 - 書式変更（押印削除） A-1工事着手届 - 書式変更（押印削除） A-2実務経歴書、資格証明書の写し - 書式変更（押印削除） A-3現場代理人兼任届 - 書式変更（押印削除） A-9石綿使用の有無に係る事前調査 （根拠） - 大気汚染防止法第18条の15 - 労働安全衛生法、石綿障害予防規則 - 新潟県アスベスト排出及び飛散の防止等に関する条例 - 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル （作成・取扱上の留意点） □ 受注者は、石綿含有の有無について事前に調査をし、調査結果を発注者へ書面で説明するとともに、結果等を公衆に見えやすいよう工事の場所に掲示する。また、報告対象工事については、都道府県等及び労働基準監督署に調査結果を報告する。 □ 発注者への説明事項 - 当該調査の結果 - 事前調査を終了した年月日 - 事前調査の方法 - 分析調査を行った場合は、調査者の氏名及び資格 - 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 - 特定粉じん排出等作業の種類 - 特定粉じん排出等作業の実施の期間	3-1特定粉じん排出等作業実施届出 A-1工事着手届 A-2実務経歴書、資格証明書の写し A-3現場代理人兼任届 A-9石綿使用の有無に係る事前調査 （根拠） - 大気汚染防止法第18条 - 石綿障害予防規則 - 労働安全衛生法 - 新潟県アスベスト排出及び飛散の防止等に関する条例 （作成・取扱上の留意点） □ 受注者は、石綿含有の有無について事前に調査をし、発注者へ調査結果を書面で説明するとともに、その結果等を公衆に見えやすいよう工事の場所に掲示する。 □ 発注者への説明事項 - 調査を終了した年月日 - 調査の方法 - 調査の結果 - 特定粉じん排出等作業の種類 - 特定粉じん排出等作業の実施の期間 - 特定粉じん排出等作業となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 - 特定粉じん排出等作業の方法

工事書類作成の手引き【建築営繕工事用】（令和4(2022)年6月）改訂点

新	旧（令和3(2021)年3月）
⑧特定粉じん排出等作業の方法 ⑨特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ⑩特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ⑪特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ⑫下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 ⑬大防法第十八条の十九各号に掲げる方法により行うものでないときは、その理由 ※特定工事に該当しない場合は、①～④ ※特定工事に該当するが特定粉じん排出等作業実施届出が不要な場合は、①～⑩ ※特定工事に該当し、特定粉じん排出等作業実施届出が必要な場合は、①～⑬ ・受注者は、事前調査結果の記録を解体等工事が終了した日から3年間保存する。 □ 事前調査の揭示事項 ①事前調査の結果 ②元請事業者（調査者）の氏名又は名称及び住所等 ③調査を終了した年月日 ④調査の方法 ⑤事前調査を行った部分（分析調査を行った場合にあっては、分析のための資料を採取した場所を含む）の概要 ⑥事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断根拠の概要 ⑦（特定工事に該当する場合）特定建築材料の種類 ※揭示の大きさは日本産業規格A3判（29.7cm×43cm）以上とする。 （縦長、横長問わず） □ 都道府県等（大防法）、労働基準監督署（石綿則）への報告対象 ・床面積80㎡以上の建築物の解体工事 ・請負金額が100万円以上の建築物の改修工事 ・請負金額が100万円以上の工作物（環境大臣が定めるものに限る）の解体・改修工事	⑧ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ⑨ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工事概要 ⑩ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ⑪ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 ※④～⑪は、特定粉じん排出等作業実施届出が必要な場合に限る。 □ 事前調査の揭示事項 ・調査の結果 ・調査者の氏名又は名称及び住所等 ・調査を終了した年月日 ・調査の方法 ・（特定工事に該当する場合）特定建築材料の種類

工事書類作成の手引き【建築営繕工事用】（令和4(2022)年6月）改訂点

新	旧（令和3(2021)年3月）
□ 届出対象特定工事に該当する場合、作業を始める14日前までに下記の届出が必要となる。 （様式） - 解体等工事に係る事前調査説明書面 書式変更（書式名称及び項目の変更） - 別紙1 特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要 書式変更（書式名称及び項目の変更） - 別紙2 石綿有無事前調査詳細表 書式変更（書式名称及び項目の変更） □ 届出対象特定工事に該当する場合、作業を始める14日前までに下記の届出が必要となる。 （様式） - 解体等工事に係る事前調査説明書面 書式変更（書式名称及び項目の変更） - 別紙1 特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要 書式変更（書式名称及び項目の変更） - 別紙2 石綿有無事前調査詳細表 書式変更（書式名称及び項目の変更） B-1工事打合簿 - 書式変更（現場代理人名記載欄の追加） B-3建築工事下請人一覧表 - 書式変更（現場代理人名記載欄の追加） B-9使用資材製造者名一覧表（メーカーリスト） - 書式変更（現場代理人名記載欄の追加）	□ 特定粉じん排出等作業等が必要である場合、作業を始める14日前までに下記の届出が必要となる。 （様式） - 石綿使用の有無に係る事前調査書面 - 別紙1 特定粉じん排出等作業 石綿排出等作業 の概要 - 別紙2 事前調査結果の詳細票 □ 特定粉じん排出等作業等が必要である場合、作業を始める14日前までに下記の届出が必要となる。 （様式） - 石綿使用の有無に係る事前調査書面 - 別紙1 特定粉じん排出等作業 石綿排出等作業 の概要 - 別紙2 事前調査結果の詳細票 B-1工事打合簿 B-3建築工事下請人一覧表 B-9使用資材製造者名一覧表（メーカーリスト）

工事書類作成の手引き【建築営繕工事用】（令和4(2022)年6月）改訂点

新	旧（令和3(2021)年3月）
B-19 場外検査（立会い）願 - 書類No.の変更 B-20 試験成績表 - 書類No.の変更 B-21 室内空気環境の測定 - 書類No.の変更 B-22 休日・夜間作業届 - 書類No.の変更 B-23 現場休業届 - 書類No.の変更 B-24 工事一部履行届 - 書類No.の変更 - 書式変更（押印削除） B-25 現場代理人・技術者変更届 - 書類No.の変更 - 書式変更（押印削除） B-26 請求書（部分払） - 書類No.の変更 B-27 工期延長請求書 - 書類No.の変更 - 書式変更（押印削除） B-28 部分使用同意書 - 書類No.の変更 C-1 工事履行届 - 書式変更（押印削除）	B-18 場外検査（立会い）願 B-19 試験成績表 B-20 室内空気環境の測定 B-21 休日・夜間作業届 B-22 現場休業届 B-23 工事一部履行届 B-24 現場代理人・技術者変更届 B-25 請求書（部分払） B-26 工期延長請求書 B-27 部分使用同意書 C-1 工事履行届

工事書類作成の手引き【建築営繕工事用】（令和4(2022)年6月）改訂点

新	旧（令和3(2021)年3月）										
B-18特定粉じん排出等作業完了報告 （根拠） ・ 大気汚染防止法第18条の23 ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル （作成・取扱上の留意点） ☐ 受注者は、特定粉じん排出等作業（除去等作業）が終了したときは、その結果を遅延なく発注者に書面で報告する。また、発注者に報告した書面の写しを保存する。 ☐ 発注者への報告事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告項目</th><th>報告事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定粉じん排出等作業の概要</td><td> ・ 対象建築物の名称及び所在地 ・ 元請業者（法人名及び代表者氏名） ・ 除去等作業を行った者（下請負の場合は下請負人） ・ 作業の概要 </td></tr> <tr> <td>石綿含有建材の取り残しがないことの確認</td><td> ・ 確認年月日 ・ 確認結果 ・ 確認者の氏名 ・ 確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称等 </td></tr> <tr> <td>特定粉じん排出等作業の完了</td><td> ・ 完了年月日 </td></tr> <tr> <td>申し送り事項</td><td> ・ 異常時の対応 ・ 計画と異なる対応を行った場合はその措置内容を報告 </td></tr> </tbody> </table> ※なお、除去等作業が長期間にわたる場合は、除去等作業の工区ごと等（例えば特定粉じん排出等作業の実施届出ごと）に適宜報告すること。 ☐ 記録の保存 ・ 受注者は、発注者に報告した書面の写しを作業結果の記録とあわせて特定工事終了後3年間保存する。	報告項目	報告事項	特定粉じん排出等作業の概要	・ 対象建築物の名称及び所在地 ・ 元請業者（法人名及び代表者氏名） ・ 除去等作業を行った者（下請負の場合は下請負人） ・ 作業の概要	石綿含有建材の取り残しがないことの確認	・ 確認年月日 ・ 確認結果 ・ 確認者の氏名 ・ 確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称等	特定粉じん排出等作業の完了	・ 完了年月日	申し送り事項	・ 異常時の対応 ・ 計画と異なる対応を行った場合はその措置内容を報告	
報告項目	報告事項										
特定粉じん排出等作業の概要	・ 対象建築物の名称及び所在地 ・ 元請業者（法人名及び代表者氏名） ・ 除去等作業を行った者（下請負の場合は下請負人） ・ 作業の概要										
石綿含有建材の取り残しがないことの確認	・ 確認年月日 ・ 確認結果 ・ 確認者の氏名 ・ 確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称等										
特定粉じん排出等作業の完了	・ 完了年月日										
申し送り事項	・ 異常時の対応 ・ 計画と異なる対応を行った場合はその措置内容を報告										

工事書類作成の手引き【建築営繕工事用】（令和4(2022)年6月）改訂点

新	旧（令和3(2021)年3月）
(様式) ・ 特定粉じん排出等作業完了報告書 書式の追加	